

平成29年 第1回 秩父市農業委員会 定例総会 議事録

1 開催日時 平成29年1月23日（月）午後3時00分から  
同日 午後4時35分まで

2 開催場所 ナチュラルファームシティ 農園ホテル〔秩父市大宮〕

3 出席委員（26人）

会 長	8番	新 井 徳 弘	会長職務代理者	26番	糸 東 男
委 員	1番	山 中 宇 一	委 員	2番	新 井 一 郎
委 員	3番	武 島 昭 夫	委 員	4番	横 田 友
委 員	5番	新 井 秀	委 員	6番	山 中 進
委 員	7番	富 田 俊 和	委 員	9番	内 田 武 男
委 員	10番	青 葉 正 明	委 員	11番	岩 崎 智 子
委 員	12番	長 谷 川 満	委 員	13番	石 橋 総 一 郎
委 員	14番	大 島 正 一	委 員	15番	高 岸 義 雄
委 員	16番	新 井 信 義	委 員	17番	番 場 誠 二
委 員	18番	島 崎 博 行	委 員	19番	町 田 一 郎
委 員	20番	福 島 久 雄	委 員	21番	内 田 修 司
委 員	23番	高 野 忠 財	委 員	24番	高 橋 信 之
委 員	25番	田 口 俊 夫	委 員	27番	加 藤 勝 市

4 欠席委員（なし）

5 議事日程

- (1) 開 会 ・ 開 議
- (2) 議 事 日 程 の 報 告
- (3) 総 会 成 立 の 報 告
- (4) 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
- (5) 諸 報 告
- (6) 審 議 議 案 の 報 告
- (7) 議 案 審 議

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

議案第1号上程	農地法第3条の規定による許可申請について	(1件)
議案第2号上程	農地法第4条の規定による許可申請について	(3件)
議案第3号上程	農地法第5条の規定による許可申請について	(10件)
議案第4号上程	農用地利用集積計画の決定について	(2件)
議案第5号上程	農用地利用配分計画の意見について	(4件)
議案第6号上程	農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について	(1件)

(8) 閉 議 ・ 閉 会

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上 林 敏 一	主 査	帆 刈 敏 晃
参 与	町 田 達 彌	主 事 補	岩 田 直 樹
主 幹	内 田 香	主 幹	新 地 広 幸
主 幹	加 藤 和 彦		

7 会議の概要

(1) 開 会 ・ 開 議

議長(新井 徳弘 会長) ただいまから、平成29年第1回秩父市農業委員会定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

(2) 議 事 日 程 の 報 告

議長(新井 徳弘 会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

(3) 総 会 成 立 の 報 告

議長(新井 徳弘 会長) 本日は、全員の委員が出席しております。よって、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立しておりますことを、ここに報告いたします。

(4) 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名

議長(新井 徳弘 会長) 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** ご異議なしと認めます。 よって、議長において指名いたします。 11番 岩崎 智子 委員、12番 長谷川 満 委員、以上お二人にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主査と岩田主事補を指名いたします。

#### （5） 諸 報 告

**議長（新井 徳弘 会長）** 次に、諸報告についてですが、総会に報告すべき事項のうち、前総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配付しておきましたので、ご了承願います。 事務局長に説明をいたさせます。

**上林 敏一 事務局長** 諸報告について説明をいたします。 本日付け、農委82報告文書をご覧ください。 このたびは、農地法第18条の規定による合意解約について2件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。 報告文書の裏面をご覧ください。 なお、これら2件に係る当事者はそれぞれが同一人ですので、一括して説明をいたします。 本件は、平成23年における総会において、農用地利用集積計画について審議していただき、申し出のとおり決定していただいた経緯があります。 その内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定です。 このたび、平成29年1月12日に、合意により解約する旨、当事者から会長に宛てた通知を受領いたしました。 次に、この通知の取扱いについて報告いたします。 農地法第18条第1項本文では、当事者は、知事の許可を受けなければ、合意による解約をしてはならない、とありますが、同じく第1項ただし書きで、合意による解約が、その解約によって農地を引き渡すこととなる期限前6月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合は、知事の許可を受けずに解約の手続きをしてもよろしいことになっております。 また、同じく第18条第6項では、合意による解約が知事の許可を必要としないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならない、とあります。 事務局といたしましては、当事者から合意解約書とともに、その旨の通知を書面により受領しておりますが、その内容を審査いたしましたところ、解約することについて合意が成立した日30日以内に通知をしており、解約をした日から6月以内に土地を引き渡すことになっております。 したがって、これらの合意による解約は、知事の許可を必要としないものとして成立

していると判断いたしましたので、会長にその旨を報告した上で、専決により受理いたしましたので、ここに報告いたします。諸報告は以上でございます。

**議長（新井 徳弘 会長）** 以上で、諸報告を終わります。

#### （6）審議議案の報告

**議長（新井 徳弘 会長）** 次に、本日ご審議いただく議案について事務局長に報告をいたさせます。

**上林 敏一 事務局長** それでは、平成29年第1回総会において審議していただきます議案について申し上げます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について が1件、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について が3件、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について が10件、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について が2件、議案第5号 農用地利用配分計画の意見について が4件、議案第6号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についてが 1件でございます。よろしく、お願いいたします。

**議長（新井 徳弘 会長）** ただいま報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておきましたので、ご了承願います。

#### （7）議案審議

**議案第1号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （1件）**

**議長（新井 徳弘 会長）** これより、議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**町田 達彌 参与** 議案第1号の案件について説明をいたします。譲受人は 〇〇さん、譲渡人は 〇〇さんです。申請地は 大野原字蓼沼、畑1筆、519平方メートルで、昭和55年に売買により取得した農地です。案内図の1ページをご覧ください。申請地は、秩父市立原谷小学校の北西800メートル先にあり、周りは大野原でも比較的農地が多く見られる地域にあります。申請事由ですが、譲受人は、代々、農業経営をしており、申請地が自宅に近く、自分の農地に隣接している土地であるため、一体利用し農業効率が図れるよう譲渡人に相談したところ、買い受けることで合意に至り、申請したものです。譲受人が所有する農地につきましては、蓼沼地区に田2，244平方メートル、畑7，437平方

メートル、他に樹園地559平方メートルを所有しております、この中で農地として認められない非耕作地が3筆、673平方メートルがありますが、現地を確認したところ、荒川に面した傾斜地にあり行く道も崩れているため、農地として耕作できないので山林化してしまった農地でした。この非耕作地以外の農地につきましてはすべての農地が良く管理され耕作されておりました。農作業歴につきましても50年と言うことであり、妻と共に農業経営をしています。また、農業機械の保有状況につきましても、トラクター1台、耕運機4台、田植え機2台、コンバイン1台、他にミニバックホー等も所有しており、農機具倉庫に保管されておりました。申請農地に係る作付け計画ですが、主に小麦を作付けするとのことですが、他に空いた時期には野菜の作付けも考えているそうです。申請農地を取得した後の農地面積は10,759平方メートルになり、この地域でも大きい農家と言えます。以上のことから、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術的な事を踏まえ、秩父市農業委員会が定める原谷地区における別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしているものと考えます。

**議長（新井 徳弘 会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

**24番（高橋 信之 委員）** 議案第1号の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も、事務局とともに現地を見てまいりました。所有する農地につきましても、きちんと耕作しております。許可してもよろしい案件であると考えます。

**議長（新井 徳弘 会長）** ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第1号については、申請のとおり、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** 全員が賛成であります。よって本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

**議案第2号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (3件)**

**議長(新井 徳弘 会長)** 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田 直樹 主事補** 番号1の案件について説明をいたします。申請者は 〇〇さん、申請地は 中宮地町、畑2筆、計339平方メートルで、平成27年に相続により取得した土地です。案内図の2ページをご覧ください。申請地は、国道299号線 相生町交差点から北東 約250メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として、第3種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請地には、現在、物置2棟とガレージ1棟が建てられており、隣接する申請者所有の宅地と一体で、住宅用地として使用されてきました。ところが、申請者が母親と同居するにあたり、宅地上にある実家を取り壊し、新たに自己用住宅を建築する計画をしていたところ、隣接地である申請地が農地であることが判明しました。すでに建物が建てられており、農地に復旧することも難しいことから、引き続き現状のまま利用していきたいとして申請したものです。添付しております始末書には、昭和50年頃より住宅敷地として使用していた旨が記載されております。申請地を確認しましたところ、申請のとおり、建物がそれぞれの筆に建てられており、住宅用地として使用されておりました。

**帆刈 敏晃 主査** 番号2の案件について説明をいたします。申請者は 〇〇さん、申請地は 山田字横滝、畑1筆、638平方メートルで、平成6年に相続により取得した土地です。案内図の3ページをご覧ください。申請地は、秩父市高篠公民館の西 約170メートル先にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請地は、申請者の被相続人が所有しておりましたが、平成元年頃より管理をすることができなくなり、その結果、雑木等が茂り山林化してしまいました。相続を受けた申請者も高齢となり、今後、畑に戻すこともできないことから、山林として管理したいとして、始末書を添付したうえで転用することについて申請したものです。現地は雑木や竹林で覆われておりました。

**上林 敏一 事務局長** 番号3の案件について説明をいたします。申請者は 〇〇さん、申請地は 田村字中野土、畑1筆、800平方メートルで、平成18年に相続により取得した土地です。案内図の4ページをご覧ください。申請地は、

国道299号線 西武観光バス 円福寺バス停から南 約1.5キロメートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、転用の目的ですが、太陽光発電施設の建設です。申請者は、市内ではありますが、申請地から離れた場所に住んでおり、また、年齢的にも十分に耕作を行うことができない状況にあります。そこで、申請地に太陽光発電施設を建設し、土地を有効に活用することを計画しました。事業計画では、太陽光パネル314枚と、その他必要な機器等を設置することになっております。なお、経済産業省から発電することについて認定を得ており、東京電力株式会社から電力受給契約申し込みについて承諾を得ております。また、申請地に隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますし、申請地は、公衆用道路沿いにありますので、建設することで問題が発生することはないものと思われまます。申請地を確認しましたところ、保全管理がなされておりました。

**議長（新井 徳弘 会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

**11番（岩崎 智子 委員）** 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も、先日、現地を確認してまいりました。追認による案件でもありますので、許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

**4番（横田 友 委員）** 番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も現地を確認してまいりましたが、どこから入っていけばよいのかわからない位に荒廃しており、これを農地に戻すことはできないものです。許可を相当とすることで止むを得ないものと考えます。

**21番（内田 修司 委員）** 番号3の案件について意見を申し上げます。申請者は、この土地を相続により取得した後、どうにか管理してきたようですが、高齢になり、このたび転用することにしたようです。隣接する農地を所有するものからも快く同意をいただいております。許可を相当とするものと考えます。

**議長（新井 徳弘 会長）** ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見

が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

(間がある)

**議長(新井 徳弘 会長)** 質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

**議長(新井 徳弘 会長)** 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第2号については、申請のとおり、許可を相当とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手する人あり)

**議長(新井 徳弘 会長)** 全員が賛成であります。よって本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第3号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (10件)**

**議長(新井 徳弘 会長)** 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田 直樹 主事補** 番号1から番号4までの案件について説明をいたします。まず、番号1の案件についてですが、借受人は〇〇さん、貸渡人は〇〇さんです。申請地は太田字平正、畑1筆、396平方メートルで、平成5年に相続により取得した土地です。案内図の5ページをご覧ください。申請地は、秩父市立大田小学校から北東約800メートル先、太田下町会公会堂付近にあり、立地の基準につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。申請事由ですが、現在、借受人は貸渡人である兄の家に同居しています。借受人は、そこから自立するため、自己用住宅を持つことを決意しましたが、一方で、これからも引き続き、太田の地で農業を行っていきたくとも考えていたため、現住所付近に土地を探しておりましたところ、貸渡人所有の畑を使わせてもらえることとなり、住宅用地分を分筆し、そこへ新たに住宅一棟、物置一棟を建築したいとして、使用貸借権を設定することで申請したものです。隣接する農地は分筆前の筆である貸渡人が所有する畑のみであり、周辺の営農状況への支障はないものと考えます。申請地を確認しましたところ、不耕作地となっております。次に、番号2の案件について説明をいたします。借受人は株式会社〇〇、貸渡人は〇〇さんです。申請地は伊古田字茗荷沢、畑1筆、913平方メートルで、昭和63年に相続により取得した土地です。案内図の6ページをご覧ください。申請地は、伊古田町公会堂から南西約70



0メートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。申請事由ですが、当申請地について、貸渡人の体力的な事情などにより耕作を継続することが難しい状態にあります。土地の有効活用を考えた結果、借受人が当申請地に太陽光発電施設を設置したいとして、地上権を設定することで申請したものです。また、隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、周辺の営農状況に支障はないものと考えます。計画では、太陽光パネル216枚とその他必要な機器等を設置することになっております。なお、資金計画も整っており、経済産業省から発電することについての認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについての承諾を得ております。申請地を確認しましたところ、一部は茶畑になっていました。次に、番号3の案件について説明をいたします。借受人は株式会社〇〇、貸渡人は〇〇さんです。申請地は品沢字境沢、畑1筆、計882平方メートルで、昭和54年に相続により取得した土地です。案内図の7ページをご覧ください。申請地は、蒔田から品沢へと抜ける峠の品沢側の出口から南西に約900メートル進んだ先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。申請事由ですが、当申請地について、貸渡人の体力的な事情などにより耕作を継続することが難しい状態にあります。土地の有効活用を考えた結果、借受人が当申請地に太陽光発電施設を建築したいとして、地上権を設定することで申請したものです。また、隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、周辺の営農状況に支障はないものと考えます。工事にあたっては、機材搬入のための進入路として申請地に隣接する雑種地を使用することになっており、当該雑種地を所有する者から、そこを使用することに対する承諾を得ています。計画では太陽光パネル172枚とその他必要な機器等を設置することになっております。なお、資金計画も整っており、経済産業省から発電することについての認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについての承諾

を得ております。申請地を確認しましたところ、不耕作地となっておりました。次に、番号4の案件について説明をいたします。借受人は株式会社〇〇、貸渡人は〇〇さんです。申請地は品沢字坊ヶ平、畑2筆、計786平方メートルで、昭和54年に相続により取得した土地です。案内図の8ページをご覧ください。申請地は、蒔田から品沢へと抜ける峠の品沢側の出口から南西に約1,100メートル進んだ先、貸渡人宅の裏にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。申請目的は、番号3の案件と同じく、太陽光発電施設の設置です。同様に、地上権を設定したうえで転用したいとして申請したものです。また、隣接する農地は貸渡人が所有しているため、周辺の営農状況に支障はないものと考えます。計画では太陽光パネル167枚とその他必要な機器等を設置することになっております。なお、資金計画も整っており、経済産業省から発電することについての認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについての承諾を得ています。申請地を確認しましたところ、よく管理されている農地でしたが、不耕作となっておりました。

**帆刈 敏晃 主査** 番号5から番号8までの案件について説明をいたします。まず、番号5の案件についてですが、譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は大野原字下小川、畑1筆、231平方メートルで、平成14年に相続により取得した土地です。案内図の9ページをご覧ください。申請地は、秩父市原谷公民館の北約650メートル先にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人は、現在、市内のアパートにて生活しておりますが、子どもの成長に伴い、何かと手狭になってきたため、住宅を新築するための土地を探しておりました。そこで、このたび、譲渡人より本申請地を譲っていただけることになり、このたびの転用について申請したものです。申請地に面する道路には、昨年から今年1月にかけて公共下水道を敷設する工事が行われ、申請地に建築する住宅も、この下水道を使用する予定のことです。しかし、この下水道工事にて発生した残土を、転用許可を受ける前に、すでに本申請地に盛土してしまっていたため、譲渡人からの始末書を添付さ

せております。申請地に隣接する農地を所有する者は譲渡人本人であり、周辺との問題は特に無いものと思われます。次に、番号6の案件について説明をいたします。借受人は〇〇さん、貸渡人は〇〇さんです。申請地は山田字堂飯田、畑1筆、265平方メートルで、昭和62年に相続により取得した土地です。案内図の10ページをご覧ください。申請地は、札所四番金昌寺の南約300メートル先にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人と貸渡人とは親子関係にあり、借受人家族は、現在、市外にある賃貸アパートにて生活しておりますが、何かと手狭なため、貸渡人より本申請地を使用貸借にて借り受け、ここに住宅を新築したいとして、このたび転用することについて申請したものです。申請地の約半分は管理された畑として、もう半分はすでに宅地として、隣接する貸渡人の住宅敷地と一体利用しておりましたので、始末書を添付させております。申請地に隣接する農地を所有する者は貸渡人本人であり、周辺との問題は特に無いものと思われます。次に、番号7の案件について説明をいたします。借受人は〇〇さん、貸渡人は〇〇さんです。申請地は山田字東新木、畑1筆、157平方メートルで、平成16年に相続により取得した土地です。案内図の11ページをご覧ください。申請地は、秩父高篠郵便局の北東約50メートル先にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人と貸渡人とは親子関係にあり、借受人家族は、現在、貸渡人家族と同居しておりますが、子どもも生まれ、何かと手狭になったとのこと。また、本申請地から非常に近いところにある父親が経営する自動車整備工場を継ぐことになっており、本申請地を使用貸借にて借り受け、ここに住宅を新築したいとして、このたび転用することについて申請したものです。申請地はすでに、現在居住している住宅敷地の一部として利用されており、始末書を添付させております。申請地に隣接する農地を所有する者は貸渡人本人であり、周辺との問題は特に無いものと思われます。次に、番号8の案件について説明をいたします。借受人は 有限会社 〇〇さん、貸渡人は 〇〇さんです。申請地は山田字原、畑1筆、737平方メートルで、平成8年に相続により取得した土地です。案内図の12ページをご覧ください。申請地は、秩父市立高篠中学校の南約350メートル先にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない

い小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人は、現在、本申請地の北約570メートル先、主要地方道熊谷小川秩父線沿いに本店を構えて営業しておりますが、このたび、この路線の拡幅工事予定に伴い店舗の移転先を探しておりました。このたび、本申請地を賃貸借できることになったため、転用することについて申請したものです。計画では、調剤薬局店舗1棟を建築するほか、来客用駐車場としても利用する予定です。申請地は、すでに以前より駐車場として利用されていたこともあり、貸渡人からの始末書を添付させております。申請地に隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、周辺の営農についての配慮はなされているものと思われま

**上林 敏一 事務局長** 番号9の案件について説明をいたします。貸渡人は〇〇さんです。借受人は有限会社〇〇です。同社は、平成15年に成立した法人で、太陽光、風力等による発電及びその管理・運営並びに電気の販売に関する業務を目的の一つとしております。申請地は田村字上ノ台、畑1筆、1,043平方メートルで、平成27年に相続により取得した土地です。案内図の13ページをご覧ください。申請地は、国道299号線西武観光バス円福寺バス停から南に約500メートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、転用の目的ですが、太陽光発電施設の建設です。貸渡人は、申請地の近くで農業を営んでおりますが、申請地へ行くには、別の者が所有する土地を通らなければならない状況にあります。また、借受人は、太陽光発電施設を設置するのに適した場所を探していたところ、申請地が条件に合っていると、申請地を借り受け、太陽光発電施設を建設し、土地を有効に活用することを計画しました。事業計画では、太陽光パネル419枚と、その他必要な機器等を設置することになっております。なお、経済産業省から発電することについて認定を得ており、東京電力株式会社から電力供給契約申し込みについて承諾を得ております。また、申請地に隣接する農地及び農地以外の土地を所有する者から転用することについて及び建設のため進入路として使用することについて承諾を得ておりますので、建設することで

問題が発生することはないものと思われます。申請地を確認しましたところ、保全管理がなされておりました。

**加藤 和彦 主幹** 番号10の案件について説明をいたします。借受人は〇〇さん、貸渡人は〇〇さんです。申請地は荒川上田野字森ノ西、畑9筆、計958.36平方メートルで、平成21年に相続により取得した土地です。案内図の14ページをご覧ください。申請地は、ちちぶ花見の里から南200メートル先にあり、立地に基準につきましては、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、目的は、申請地を借り受けて太陽光発電設備に転用するものです。譲渡人は会社員であり、十分に耕作をすることができないことから、土地の有効活用を考えていたところ、借受人が太陽光発電設備を設置して管理していきたいと申請したものです。事業計画では、太陽光パネル243枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。発電設備の手続きにつきましては、経済産業省から発電することについて認定を得ており、東京電力株式会社から電力受給契約申し込みについて承諾を得ております。太陽光発電設備を設置した後における保守や維持管理につきましても、機器の故障等が発生した場合に速やかに対応するとのことです。隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾も得ており、周辺への影響はないものと思われます。申請地の現況は保全管理されておりました。

**議長（新井 徳弘 会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

**13番（石橋 総一郎 委員）** 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とするものであると考えます。

**14番（大島 正一 委員）** 番号2から番号4までの案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件につきましても、許可を相当とするものであると考えます。

**24番（高橋 信之 委員）** 番号5の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を受けないまま、土地造成に着手してしまったようですが、反省もしているようですので、許可を相当とするのもやむを得ないものと考えます。

**10番（青葉 正明 委員）** 番号6及び番号8までの案件について意見を申し上げ

げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件につきましても、許可を相当とするものであると考えます。

**2 1 番（内田 修司 委員）** 番号9の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も、先日、事務局とともに現地を見てまいりましたが、進入路がないため、十分に耕作を行うことができないでいたため、太陽光発電設備を設置する計画地として貸すことにしたようです。許可を相当とするものであると考えます。

**1 2 番（長谷川 満 委員）** 番号10の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。近隣でも太陽光発電設備が設置されています。許可を相当とするものであると考えます。

**議長（新井 徳弘 会長）** ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑はございませんか。

（間がある）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第3号については、申請のとおり、許可を相当とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** 全員が賛成であります。よって本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

#### **議案第4号上程 農用地利用集積計画の決定について** （2件）

**議長（新井 徳弘 会長）** 次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**加藤 和彦 主幹** 番号1及び番号2の案件について説明をいたします。本件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり、秩父市長からの依頼により、農業委員会の決定を求められております。まず、番号1の案件について説明をします。借受人、利用権の設定を受ける者は〇〇さん、貸付人は〇〇さんです。土地の所在は 荒川日

野字大塚、畑1筆、1, 171平方メートルです。案内図の15ページをご覧ください。申請地は、①で記されているところです。場所は秩父鉄道 武州日野駅から南側900メートル先にあります。利用権を設定する期間ですが、平成29年2月1日から平成32年1月31日の3年間です。次に、番号2の案件について説明をいたします。借受人、利用権の設定を受ける者〇〇さん、貸付人は、地権者である〇〇さんです。土地の所在は、荒川日野字皆谷原、畑2筆、計1, 212平方メートルです。案内図の15ページをご覧ください。申請地は、②で記されているところです。場所は秩父鉄道 武州日野駅から南300m先にあります。利用権を設定する期間ですが、平成29年2月1日から平成32年1月31日の3年間です。借受人は、NPO法人霜里学校 小川町・しもぎと有機野菜塾の塾生として研修し、平成27年3月に卒業した後、平成28年4月から就農準備校、日本農業実践学園の有機農業コースを受講しております。利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件につきましては、担当農業委員と現地調査、聞き取りによる確認をしました結果、要件を満たしているものと考えます。また、農業用機械についても耕耘機2台、トラクター1台、もみすり機1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しております。また、今後の作付計画ですが、水稻を栽培し、収穫いたします。

**議長（新井 徳弘 会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

**20番（福島 久雄 委員）** 議案第4号に係る二つの案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も、先日、借受人に会ってまいりました。きちんと計画を立て、就農に意欲的でした。このたび借りることになれば、この農地に近い住居に転居する予定があるようです。農地を有効に活用していただける計画なので、申し出のとおり決定してよろしいものと考えます。

**議長（新井 徳弘 会長）** ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第4号については、市長からの申し出のとおり

り決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手する人あり)

**議長(新井 徳弘 会長)** 全員が賛成であります。 よって、本案は、申し出のとおり決定することに決しました。

**議案第5号上程 農用地利用配分計画の意見について (1件)**

**議長(新井 徳弘 会長)** 次に、議案第5号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。 事務局に議案の説明をいたさせます。

**内田 香 主幹** 議案第5号について説明をいたします。 議案書の6ページをご覧ください。 このたびは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、平成28年第12回総会において決定していただきました農用地利用集積計画の結果について報告し、配分計画について意見を伺うものです。 案内図の16ページをご覧ください。 市場広瀬地区における計画地につきましては、龍勢会館の南側の一段下がった、吉田川と赤平川の合流した所にある、ほ場整備した畑2筆、計4, 075平方メートルを 有限会社 〇〇へ配分することにいたします。次に、案内図18ページをご覧ください。 兎田地区における計画地につきましては、ほ場整備した畑、2筆、計2, 567平方メートルを、地域の担い手である 〇〇さんへ配分することにいたします。 配分する計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整い、その結果、計画は適切であると判断いたしました。 なお、栽培する作物は、有限会社 〇〇はエゴマを、〇〇さんはジャクシナを栽培いたします。

**議長(新井 徳弘 会長)** 事務局の説明が終わりました。 続きまして、担当委員のご意見を伺います。

**17番(番場 誠二 委員)** 概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。 引き続き、農地を有効に活用する配分計画ですので、特に意見はありません。

**19番(町田 一郎 委員)** 概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。 引き続き、農地を有効に活用する配分計画ですので、特に意見はありません。

**議長(新井 徳弘 会長)** ありがとうございます。 以上で、担当委員のご意見が終了しました。 これより、議案に対する質疑に入ります。 あわせて、議案



に対するご意見を伺います。このことについて、なにかご意見がありますか。

(間がある)

**議長(新井 徳弘 会長)** 質疑、ご意見、ともにありませんか。

(「意見なし」と言う人あり)

**議長(新井 徳弘 会長)** お諮りいたします。議案第5号について、農地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(新井 徳弘 会長)** ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

**議案第6号上程 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断  
について** (1件)

**議長(新井 徳弘 会長)** 次に、議案第6号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について を議題といたします。事務局に議案の説明をいただきます。

**上林 敏一 事務局長** 議案第6号について説明をいたします。議案書の7ページをご覧ください。併せて、本日、配付させていただきました議案資料をお手元にご用意願います。なお、この資料につきましては、今後、同様な案件を審議していただきますので、そのたびに持参していただきますようお願いいたします。説明に戻りますが、本案は、これから申し上げます土地が農地法に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。それでは、別紙の最後のページをご覧ください。このたびは、田42筆、畑894筆、計54万3,909.92平方メートルの土地に対する判断をお願いいたします。これらの土地につきましては、平成28年に行われました農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査に基づき、さらには、航空写真を参照し、必要に応じて再度の現地調査を行い、その結果、再生利用が困難であると判断した農地のうち、このたびは、所有者又は耕作をする権利を有する者が所在不明である場合又は埼玉県以外に居住する場合に該当するものを抽出し、議案として上程したものです。次に、議案資料の5枚目のウをご覧ください。これは、農林水産省が発出しました 農地法の運用について とする通知を抜粋したものです。農林水産省では、再生利用が困難な農地については、利用状況調査などの様々な機会を捉え、すでに森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地

があった場合は、速やかに、農業委員会の総会における議決により、農地に該当しない旨の判断を行うよう技術的な助言をしております。次に、資料6枚目の(3)アをご覧ください。ここでも、農地に該当するか否かの判断を行う場合は、総会の議決により判断を行うこととされておりますが、通知全体をとおして、所有者又は耕作をする権利を有する者から今後の意向を聴くことについては、特に明記されておりませんので、事務局としましては意向を聴取することはしておりません。次に、農地であるか否かの判断につきまして、同じく、資料6枚目の(4)をご覧ください。通知では、人力又は農業用機械では耕起、すなわち、土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難である場合、そして、周囲の状況からみて、すなわち、周りが山林であるなどのため、農地に戻すことができる見込みがあるとしても、継続して利用することができないと認められる場合は、農地に該当しないものとされております。以上のことを踏まえ、農地に該当するか否かの判断をお願いいたします。

**議長(新井 徳弘 会長)** 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。

**7番(富田 俊和 委員)** 非農地として判断された後の処理について説明してください。

**上林 敏一 事務局長** 議決により農地に該当しないと判断された場合は、事務局といたしましては、対象となる農地を所有する者、市、埼玉県その他法務局や税務署など関係機関にその旨を通知します。事務局としましては、対象となる土地を農地台帳から削除いたします。

**7番(富田 俊和 委員)** このたび対象となった農地の現況が雑種地となっているものがありますか。

**上林 敏一 事務局長** 現況が雑種地になっているものは数筆含まれておりますが、これらにつきましても、農地利用状況調査の際、荒廃農地であると判定されたものですので、現況は山林又は原野に近いものであると考えております。なお、現況が雑種地であるものにつきましては、非農地判断とは別に、転用について許可を取るべきであると考えております。

**議長(新井 徳弘 会長)** 暫時、休憩いたします。

(休憩開始 午後4時13分)

(休憩終了 午後4時30分)

**議長(新井 徳弘 会長)** 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第6号に対す

る質疑を続行いたします。他に質疑はございませんか。

**6番（山中 進 委員）** 質疑ではなく、提案を申し上げます。農地利用状況調査を行い感じたところではありますが、実際に現地を調査して、正しく判定することができたのかどうか、不安を抱えつつ、非農地判断の際にも意向調査を行うものと考えておりました。再度、農地利用状況調査の結果を検討することはできないものでしょうか。

**上林 敏一 事務局長** 6番委員がおっしゃることも十分に理解することができます。そのため、このたび対象としました土地につきましては、所有者又は耕作をする権利を有する者が所在不明である場合又は埼玉県以外に居住する場合に該当するものを抽出したものです。そのうち、所有者又は耕作をする権利を有する者が所在不明である場合は、意向調査をしても回答を期待することができませんし、埼玉県以外に居住する場合は、居住条件からして、農地に戻すことができないであろうと判断したものです。したがって、この判断が覆ることはないものと考えますが、所有者又は耕作をする権利を有する者から現況について調査を依頼された場合には、調査を行い、適切に対応いたします。場合によっては、一度、非農地であると判断した土地について、錯誤であったとして農地に編入することも想定しております。その際は、関係機関にもその旨を通知することになります。

**議長（新井 徳弘 会長）** 委員の皆様には伺います。議案第6号につきましては、今総会において議決すべきかどうかについて、ご意見を伺います。

**6番（山中 進 委員）** 保留にさせていただきたいと考えます。理由は、先ほど申し上げましたとおり、調査結果に不安がありますので、再度、検討を加えたいためです。

**10番（青葉 正明 委員）** 議案の内容を十分に精査し切れていないこともありますので、このたびは保留にすべきものと考えます。

**議長（新井 徳弘 会長）** 他にご意見はございますか。

（「意見なし」と言う人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** ご意見なしと認めます。他に質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（新井 徳弘 会長）** 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りします。議案第6号については、その採決を保留とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

(挙手する人あり)

**議長(新井 徳弘 会長)** 挙手する者が多数であります。 よって、議案第6号については、その採決を保留とすることに決しました。

#### (8) 閉 議 ・ 閉 会

**議長(新井 徳弘 会長)** 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、平成29年第1回秩父市農業委員会定例総会を閉会いたします。